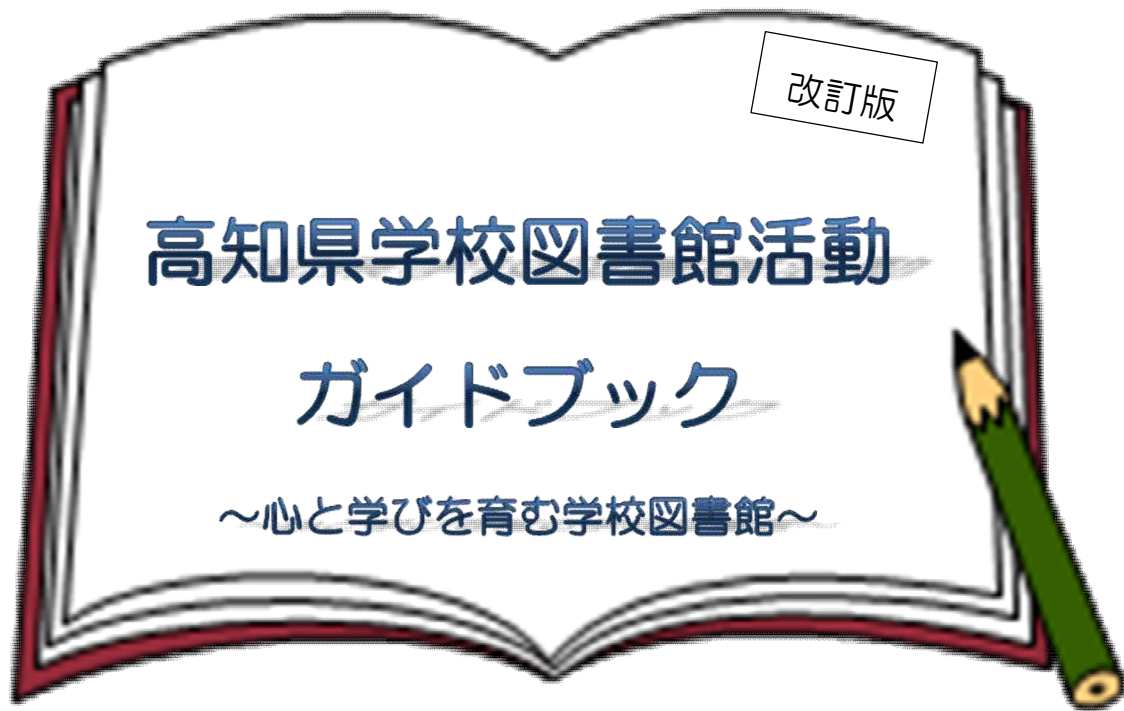
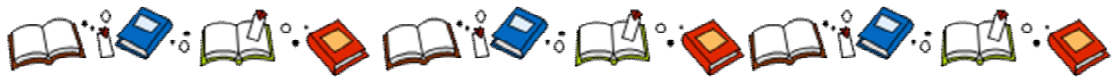




平成31年3月

高知県教育委員会



高知県学校図書館ガイドブック

〈目次〉

はじめに

- 1 高知県の学校図書館活動の推進
1. 学校図書館活動に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 学校図書館の整備充実を図るために ～学校図書館ガイドラインに沿って～
1. 学校図書館の目的と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 学校図書館の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 学校図書館の利活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. 学校図書館に携わる教職員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 (1) 学校図書館の運営に関わる関係者と組織について
 (2) 司書教諭に求められる役割・職務について
 (3) 学校司書（学校図書館担当）に求められる役割・職務について
5. 学校図書館における図書館資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 (1) 図書館資料の種類
 (2) 図書館資料の選定・提供
 (3) 図書館資料の整理・配架
 (4) 図書館資料の廃棄・更新
 (5) 多様なニーズに応える図書館資料の充実
6. 学校図書館の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
7. 学校図書館の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 学校図書館の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 (1) 校内研修
 (2) 学び方指導
 (3) 教科等で活用する事例
 (4) NIE 活動
 (5) 公共図書館との連携
 (6) 家庭・地域との連携
- 4 資料編
1～4. 法令・国の基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
5. 様式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

はじめに

本県の児童生徒の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成 19 年度から全国との比較において改善傾向にあります。また、読書好きな児童生徒が多いという強みもあります。しかしながら、近年全国学力・学習状況調査において、小中学校ともに国語科の学力に低下が見られています。また、同調査の児童・生徒質問紙では、小学校での図書館資料を活用した授業の実施率（月数回程度）が減少してきており、さらに、新聞を読む児童生徒の割合については、小中学校ともに、減少してきております。

このような状況は、読解力の低下のみならず、他教科等の学力にも影響する大きな課題であると捉え、県教育委員会では、これらの課題を解決するために様々な施策を講じています。その施策の一環として、平成 22 年に作成した「学校図書館ガイドブック」を見直し、平成 28 年に文部科学省より示された「学校図書館ガイドライン」に沿って、全教職員が学校図書館等を目的をもって計画的に利用し、その機能の活用が図られるように改定しました。

平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領では、これからの学校図書館の役割として、司書教諭だけでなく、全教職員が「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」の機能を理解し、授業で活用することを求められています。ぜひ、本書を校内研修等で活用して、学校図書館の環境整備や授業づくり、読書活動の推進や児童生徒による委員会活動の活性化などにお役立てください。学校図書館活動の更なる充実により、本県の子供たちの確かな学力と豊かな心の育成が図られることを期待しています。

平成 31 年 3 月

高知県教育委員会

1 高知県の学校図書館活動の推進

1. 学校図書館活動に関する現状

近年、情報化やグローバル化が私たちの予測を超えて進展する中、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を取捨選択し、活用する能力の育成が強く求められており、学校図書館の果たす役割は、一層大きなものとなってきている。

しかしながら、学校図書館が学校教育で果たす役割の大きさに対する理解が十分でなく、一部の児童生徒が読書のために利用するのみであったり、社会状況の変化や学問の進展により利用価値が低下した図書がそのまま置かれていたり、授業での活用が乏しかったりする状況も残念ながら見受けられる。

このような中、平成29年3月に告示された学習指導要領では、総則において、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」のため、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な学習活動を充実することを求められており、これまで以上に学校図書館の重要性が増している。

さらに、平成30年4月に閣議決定された第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。

高知県においては、平成19年度の全国学力・学習状況調査の時から、「読書が好き」「どちらかと言えば好き」と答えた児童生徒の割合は、小・中学校いずれも全国平均を上回っており、読書好きな児童生徒が多いことが本県の強みである。しかしながら、同調査において「平日の授業時間以外に、全く読書をしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校いずれも年々減少しているものの、中学校では約4分の1の生徒が、全く読書をしないという結果となっている。また、新聞を読む児童生徒の割合も、年々減少傾向にあるなどの課題も見られる。

こうした状況を受け、「第三次高知県子ども読書活動推進計画」（平成29～33年度）及び「図書館振興計画」において、県内全ての子どもに読書習慣を定着させることを掲げ、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成などの取り組みを行っている。さらに、平成30～31本年度の2年間、小・中学校を対象に学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書資料及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る「学校図書館を活用した『読み』を鍛える拠点校事業」に取り組んでいる。

高 知 県 の 取 組

教育等の振興に関する施策の大綱(平成28年3月)

第2期高知県教育振興基本計画(平成28～31年度)

【基本理念】

- 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

【基本方向6】 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

読書活動推進事業…「第三次高知県子ども読書活動推進計画」(平成29～33年)に基づき、県内全ての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成などの取り組みを行う。

第三次高知県子ども読書活動推進計画(平成29～33年度)

【基本目標】

- ① 自主的に読書活動に取り組む子どもを育てる
↳ 発達段階に応じた読書活動の推進
- ② 情報を読み取り活用する子どもを育てる
↳ 地域や人とのつながりを深める読書活動の推進
- ③ あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境をつくる
↳ オーテピア高知図書館による読書環境の充実・強化

学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業(平成30～31年度)

学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。

2 学校図書館の整備充実を図るために ～学校図書館ガイドラインに沿って～

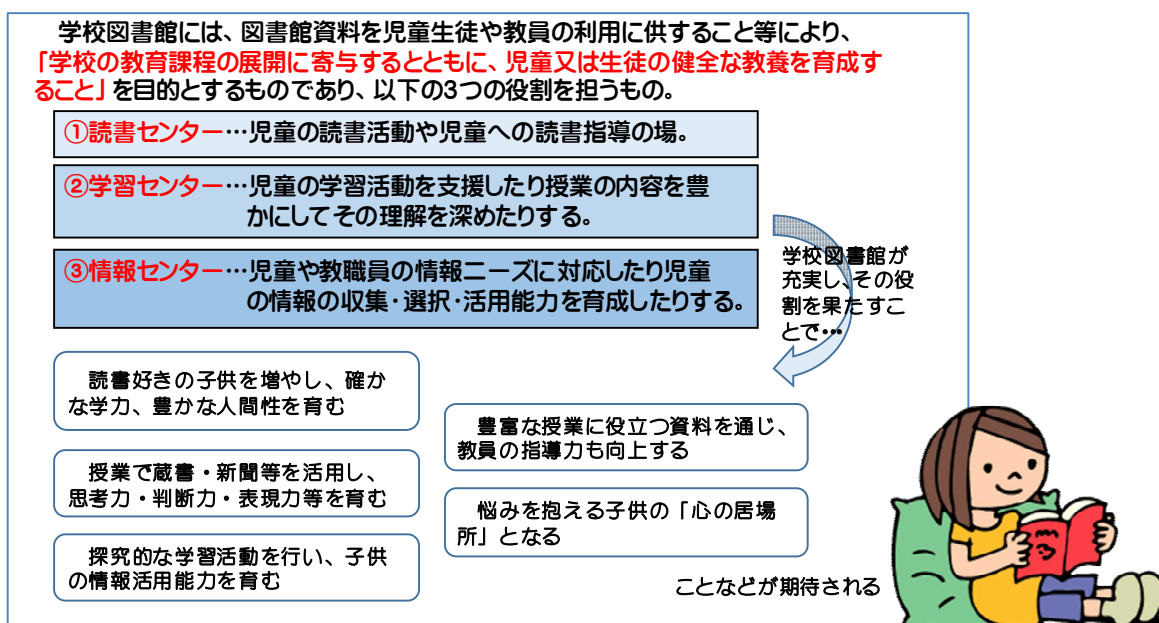
1. 学校図書館の目的と機能

学校図書館ガイドライン～①学校図書館の目的・機能～

- ・ 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- ・ 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

＊平成 28 年 11 月 文部科学省 「学校図書館ガイドライン」より引用（以降ページの同枠内は同じ）

学校図書館は、上記の機能の他に、教員の教材研究や授業づくりをサポートする「教員サポート」の機能や、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応する「心の居場所」としての機能などへの期待も高まっている。（図 1）



（図 1） 学校図書館の目的

学校図書館が教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するためには、上記の機能を活用できるように、全教職員で計画的に取り組むことが大切です。

読書センター

新学習指導要領では教科等横断的な学習の基盤となる資質・能力として「言語能力」を挙げ、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実すること、学校図書館を活用した読書活動を充実することが示されている。

第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「発達段階ごとの特徴を考慮した取組により中学生までの間に読書習慣を形成することが重要である」としている。各学校においては、本が好きではない子供や読書が苦手な子供も読書への関心が高まるよう、学校図書館に季節や学習内容に応じた展示やコーナーを設置したり、児童生徒の作品等の学習成果物を展示したりするなど工夫し、読書意欲の喚起に努めることが求められる。さらに、登校時から下校時まで学校図書館を開館することで、自由に利活用できるようにしたい。

環境づくりの工夫：香南市立赤岡小学校



実践例：南国市立十市小学校（2018年度 高知県学校図書館研究実践発表大会資料より）

読書センター

知識や考えを深め広げる学校図書館～多様な本との出会いを通して～

読書習慣を定着させる環境づくり

- ①魅力的な図書館に…「明るく・清潔・利用しやすい」学校図書館へ
- ②学校中を図書館に…学年読書コーナー・学級文庫・本棚の充実、廊下や踊り場の活用、作品の掲示コーナー
- ③全校読書タイム…掃除後の5分間（月・火・木・金）
- ④読み聞かせタイム…学級担任、図書担当、読書ボランティア、図書委員会

活用する（読みを深め広げる）読書指導

- ①ブックトーク……………国語科で学習する教材と関連する図書を紹介し、学習意欲を高める（作者読み、シリーズ読みなど）
- ②読書へのアニメーション…「ダウトをさがせ」「前かな、後ろかな」

楽しむための読書活動

- ①ポップ・クイズづくり……………授業の中で
- ②読書マラソン・読書ビンゴ…読書週間に
- ③親子読書……………1・2年生
- ④自主的な図書委員会活動…本のしおり作り、レファレンス、おすすめの本の紹介、読み聞かせ、多読賞の表彰

交流し表現する読書活動

- ①おすすめの本の紹介……………「はがき新聞」「ビブリオトーク」
- ②見つけたヒミツを伝え合う…図書資料で調べた本の中から、「ヒミツ」を見つけて、友だちに伝える

読書への苦手意識が薄れる

読書が身近なものとなる

図書資料が活用される

読書習慣が身に付く

学習センター

新学習指導要領の解説の総則編では、「学校図書館が調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用され、言語活動や探究活動の場となることが期待される」としている。また、小学校学習指導要領の国語科、社会科、総合的な学習の時間、中学校学習指導要領の国語科、社会科、美術科、総合的な学習の時間等でも学校図書館の活用について規定されているほか、特別活動の小学校学級活動の内容（３）ウにおいては、「学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。」とされている。また、中学校学級活動の内容（３）アにおいては、「現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。」とされている。

学校図書館には、少なくとも１学級相当以上の児童生徒が入って授業ができる環境（机、椅子、情報機器等）を確保するとともに、新学習指導要領に示されたカリキュラム・マネジメントの中に学校図書館の活用を組み込み、各教科等において主体的・対話的で深い学びの実現のために学校図書館を活用することが重要である。

＊（ ）内は、中学校

実践例：土佐清水市立清水中学校（2018年度 高知県学校図書館研究大会実践発表資料より）

学習センター

学習センターとしての機能を生かして

学習センターとしての機能を生かすために

- ①学校図書館教育年間計画の見直し
・図書資料を活用する場面が、適切に設定されているか
- ②学習スペースや資料検索の手段の整備
・班での調べ学習や学習課題の解決に向けて取り組むための空間づくり
・多様な情報の整備
- ③学習活動の支援
・教科会での図書資料選定（授業に役立つ資料を備える）
- ④生徒の主体的な学習の支援

学びの場として学習を支援するために

- 環境整備
- ・明るくすっきりとした居心地の良い空間
 - ・各コーナーの案内掲示と工夫
（新聞コーナー、各教科のコーナー、郷土資料のコーナー）
 - ・学校図書館とコンピューター室の活用
 - ・図書館前廊下の活用（国語科の並行読書のための関連図書等）

各教科等の取組

各教科において

- ・情報の収集・整理・分析を通して情報活用能力を養い自主的な学習能力を育成する。
- ・図書館資料や新聞を活用して、言語活動の充実を行い語彙力の育成を図る。
- ・調べ学習、課題解決学習の場とし、図書館機能を活用する。

総合的な学習の時間において

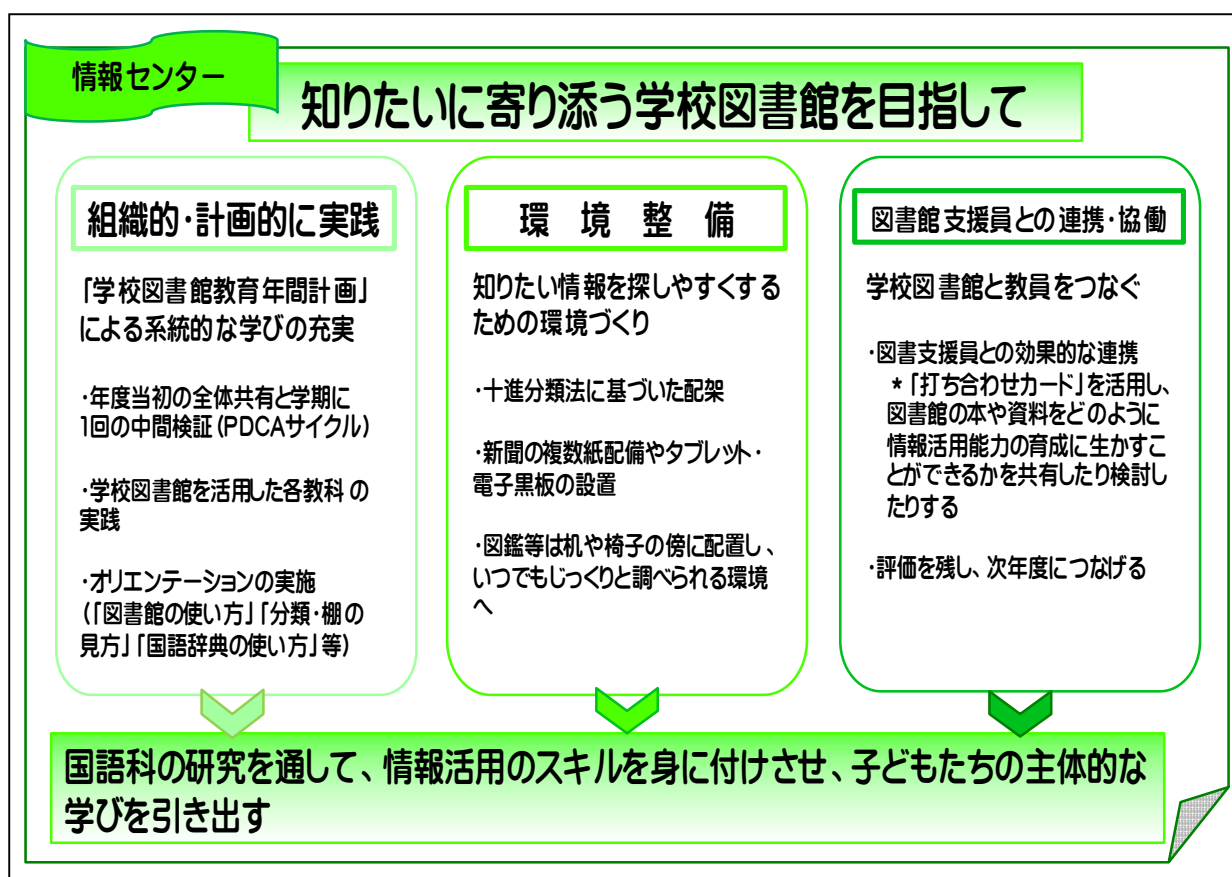
- ・多様な資料を活用し、情報活用能力を伸ばす。
- ・学び方や考え方を身に付ける。
- ・パソコンの利用と併せて、年間を通して活用する。

情報センター

新学習指導要領では学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力」を挙げ、その育成のためにコンピューターや情報通信ネットワーク、統計資料、新聞、視聴教材等の活用が求められている。

学校図書館ガイドラインでは、「図書館資料として図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（CD-ROM等）を挙げ、学校においては各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体で計画的・体系的に指導するよう努めることが望ましい」としている。

実践例：香美市立山田小学校（2018年度 高知県学校図書館研究大会実践発表資料より）



2. 学校図書館の運営

学校図書館ガイドライン～②学校図書館の運営～

- ・ 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- ・ 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- ・ 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- ・ 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

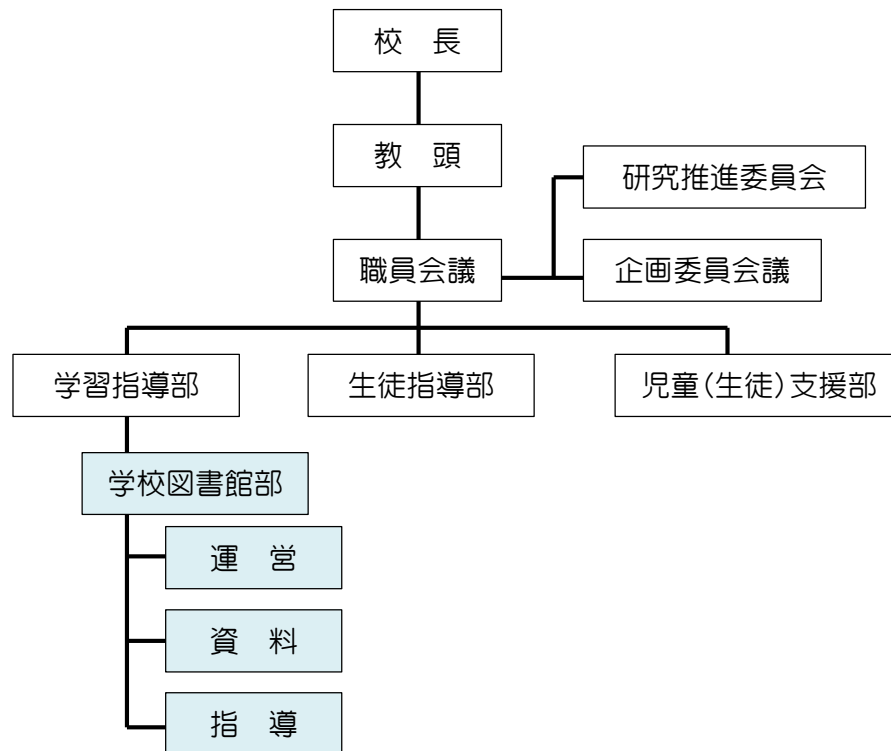
新学習指導要領が目指す、主体的・対話的で深い学びの授業展開を考えたとき、児童生徒が自ら学びを深めていくためには、学校図書館の活用は欠くことができない。

そのためには校長が、学校経営計画に学校図書館活用や読書指導を位置付け、それを基に司書教諭や学校司書を中心に学校図書館の諸計画を策定し、全教職員の共通理解の下、計画的・組織的に運営されることが望ましい。

学校図書館の運営にあたっては、一部の教科や教職員だけでなく、校長が示す学校経営計画等を踏まえ「運営は学校全体で」という意識をもつことが大切です。

【校務分掌組織の例】

学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図よう努めることが望ましい。



【学校図書館の開館について】

学校図書館は、授業での利用や読書に親しむ場としてだけでなく、児童生徒にとっての心の居場所となることも多い。したがって、児童生徒が登校してから下校する放課後まで、職員体制を考慮しながら毎日開館するように努める。また、夏休みなどの長期休業中にも開館日を設定し、読書や学習の場を提供するようにする。

- 図書館カレンダー
 - 行事予定
- } 開館日や休館日を記載し、児童生徒に分かるように工夫する

【広報活動について】

学校図書館の利用を推進・促進するためには、方法を行うことが重要である。広報は、図書館からの働きかけで情報を提供し、活用につなげるコミュニケーション活動である。

- 広報資料・・・図書館便り・新着図書・おすすめ図書リストなどの作成、発行
- 学校のHPの作成、更新

(1) 学校図書館の経営方針と全体計画の立案

年度当初「教育課程の展開に寄与する」という学校図書館の目的を踏まえ、学校教育目標の実現に向かって「何ができるのか」、「何をすべきなのか」を明らかにする必要がある。学校経営計画や教育計画を基に、自校の学校図書館の経営方針を設定し、目指す学校図書館の姿を明確にした学校図書館の全体計画を立てる。学校図書館全体計画は、学校図書館のねらいや重点目標・具体的な活動の目標等を設定するようにする。

平成	年度	学校図書館全体計画	〇〇市立〇〇小学校
1. 経営方針 〇教育活動全般に関わる図書資料を収集・整理したり、各教科等の学習に図書資料に関連付けたりして学びを広げ、知的好奇心・探究心を育てる。 〇いろいろな本との出会いを楽しみ、豊かな情操や感性を養い、教養の場としての好適な環境をつくる。 〇…… 学校教育目標の実現に向けて、学校経営計画や教育計画を基に、経営方針を設定する。			
2. 全体計画 ・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法 ・学校図書館法 ・学習指導要領 <学校教育目標> 各学校の教育目標を転記する。研究主題や目指す児童像などを記載することも考えられる。 <学校図書館教育の目標> 〇学校図書館の活用及び朝読書を通して、児童の活発な読書活動を促す。 〇多様な資料から目的に応じた情報を選び、課題解決を図り、情報活用能力を育成する。 〇…… ・児童の実態 ・保護者の願い ・地域の実態 ・教職員の願いや指導観 ・現代社会の要請 <学校図書館教育の指導の重点> 〇学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童の情報活用能力の育成を図る。 学校図書館教育の目標の実現に向けて、児童生徒の実態に応じた指導の重点を設定する。 <学校図書館教育の目標の実現に向けて、学校経営計画や教育計画を基に、学校図書館のねらいや重点的な目標を設定する。>			
各学年の目標			
	1・2学年	3・4学年	5・6学年
学 び 方 指 導	〇学校図書館の利用の仕方の基礎的な知識、技能、態度を培い、楽しんで資料の活用ができるようにする。	学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童生徒が目的に合った本などを選んだり、必要な情報を効率よく取り出すことができるように指導することが大切である。 * 学習指導要領を踏まえる。	
読 書 指 導	〇読書に親しみ、いろいろな本があることを知り、楽しんで読書をする態度を養う。		
3. 具体的な取組 各教科等 〇各教科等の学習の中で、図書館機能を活用し、課題解決学習、調べ学習、個別指導やグループ学習の場とする。 〇計画的な読書指導を推進し、目的に応じた読書方法や主体的な読書の態度が身に付くようにする。 〇情報の収集、整理、分析等、情報活用能力を養う。 外国語(活動) 学習指導要領を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動における具体的な取組や身に付けたい力を設定する。 * 下線部の項目は各学校で設定する。 道徳科 外国語(活動) 読書活動 特別活動 保護者・地域との連携			
学校図書館の目的	学校図書館の利用	学校図書館資料	学校図書館の機能
〇教育課程の展開に寄与 〇児童生徒の健全な教養の育成 * 学校図書館法	〇児童 〇教職員 〇図書ボランティア 〇保護者	〇図書資料 〇雑誌 〇新聞 〇視聴覚資料(CD、DVD等) 〇電子資料 〇ファイル資料 〇パンフレット 〇自校独自の資料 〇模型等の図書以外の資料が含まれる	〇読書センター 〇学習センター 〇情報センター

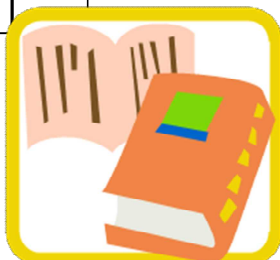
* 学校図書館全体計画(様式)より

(2) 学校図書館年間活動計画の立案

年度当初、教育課程の全般に広く関わる学校図書館教育を、計画的・継続的に全教職員とともに展開するために、学校図書館年間活動計画も作成する。学校図書館担当職員が代わっても、学校図書館教育がスムーズに展開されるためにも、年間活動計画が必要である。

(例)

平成 年度 ○○学校学校図書館年間活動計画			
月	○学校図書館経営 ◆学校図書館行事等	図書委員会活動	○図書館ボランティア ◆公共図書館との連携
4	○各種計画の作成・提案 ・学校図書館全体計画 ・学校図書館年間活動計画 ・学校図書館教育年間計画(学び方指導含) *校内研修にて共通理解を図る ○開館準備(環境整備・個人カードの準備) ○学校図書館利用のためのオリエンテーション ○「図書館便り(図書館のきまりについて)」発行 ◆子ども読書習慣(4/23～5/12) ○……	○第1回図書委員会 ・委員会組織作り ・役割分担 ・活動目標と活動計画 ・当番活動等のオリエンテーション ○当番活動開始 ・1年生への読み聞かせ(朝の読書) ○……	○ボランティアによる読み聞かせ ・1・3・5年生(毎週水曜日朝の読書) ○図書資料のファイリング ○本の修理 ◆地域の施設への挨拶と協力の依頼
5	全体計画で位置付けた重点目標等を達成するために、月ごとの計画と具体的な内容を記載する。「いつ」「どこで」「何を」すべきかが一目で分かるように可視化する。 学校図書館行事は、年間を見通して学校行事や季節等との関連を念頭に置きながら、各行事の計画を立案する。	図書委員会をどのように指導していくかは、委員会担当教員が作成するものであるが、委員会児童と過ごすことが多い学校図書館担当職員と共有し、計画に基づいた支援をしてもらうことが重要である。	図書ボランティアと連携するためには、「何に協力してもらいたいのか」をはっきりさせ、活動後は意見を聞きながら連携を蜜にすることが大切である。 また、児童の学習をより深めるため、地域の施設を有効に活用することが求められる。
6			
7			



* 学校図書館年間活動計画 (様式) より

(3) 学校図書館教育年間計画の立案

学校図書館を各教科等の授業で利用することは多い。学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実するためには、各教科等の学習単元と図書館活用をリンクさせ、どの教科のどの単元で何ができるかを考えて計画する必要がある。

(例)

平成 年度 学校図書館教育年間計画3年生				
【目標】 学び方指導…進んで学校図書館を利用する態度を培い、楽しく資料や情報を集め、活用できるようにする。 読書指導…幅広く読書に親しみ、目的に応じていろいろな分野の本や文章をよむことができる。				
月	単元名(教科)	学習活動	学び方 (情報活用)	評価 ◎○△
4	・図書館へ行こう(国語科) *オリエンテーションを含む	・図書館の利用の仕方を確認し、図書の配架と分類を知り本を探す。	・分類に気を付け、読みたい本や調べたい本を探す。 *十進分類法	
5	・国語辞典の使い方を知ろう(国語科)	・国語辞典の仕組みや使い方を理解し、言葉の意味や正しい書き表し方を調べる。	・言葉の意味を調べる。 (国語辞典)	
	・自然のかくし絵(国語科) ・こん虫を育てよう(理科)	・いろいろな生き物の身を守る工夫について調べる。	・資料から情報を探す。 (科学読み物・図鑑等)	
6	学校図書館を授業で利用する単元名と教科を記載する。	主な学習活動を記載する。 *教科等経営案とのリンク *ブックリストやパスファインダーの作成や活用	児童生徒の実態や発達段階に応じて、ふさわしい内容を教科等の単元に位置付けるようにする。	
7				
8				

* 学校図書館教育年間計画（様式）より

各校の実情に合わせ、学校教育目標・方針を意識的に取り入れ、「何をすべきか」を見通せる年間計画を作成したい。教科等横断的な視点で捉えて計画を立てることで、図書資料を活用した学習が効果的に展開され、学校図書館の可能性も広がる。そのためには、全教職員で検討し共通理解した上で、実現すべく努力することが必要である。

3. 学校図書館の利活用

学校図書館ガイドライン～③学校図書館の利活用～

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

【参考】

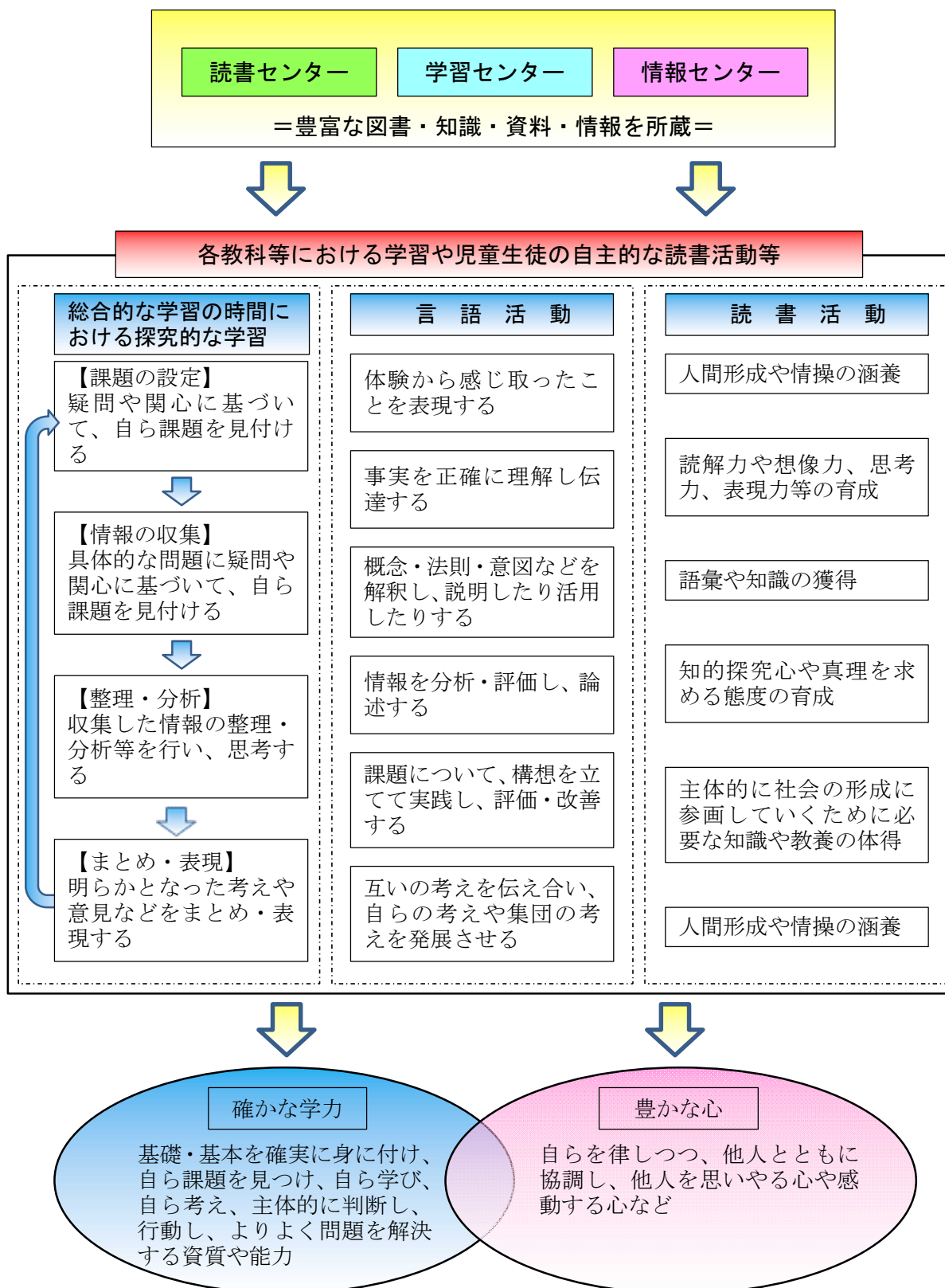
学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

＊小学校（中学校）学習指導要領第1章総則

学校図書館を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させ、学校教育を支援するためには、学校経営の一環として学校図書館が運営することが大切です。

学校図書館の利活用の意義（イメージ図）

学校の教育活動全般を支える学校図書館



* これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）引用

4. 学校図書館に携わる教職員等

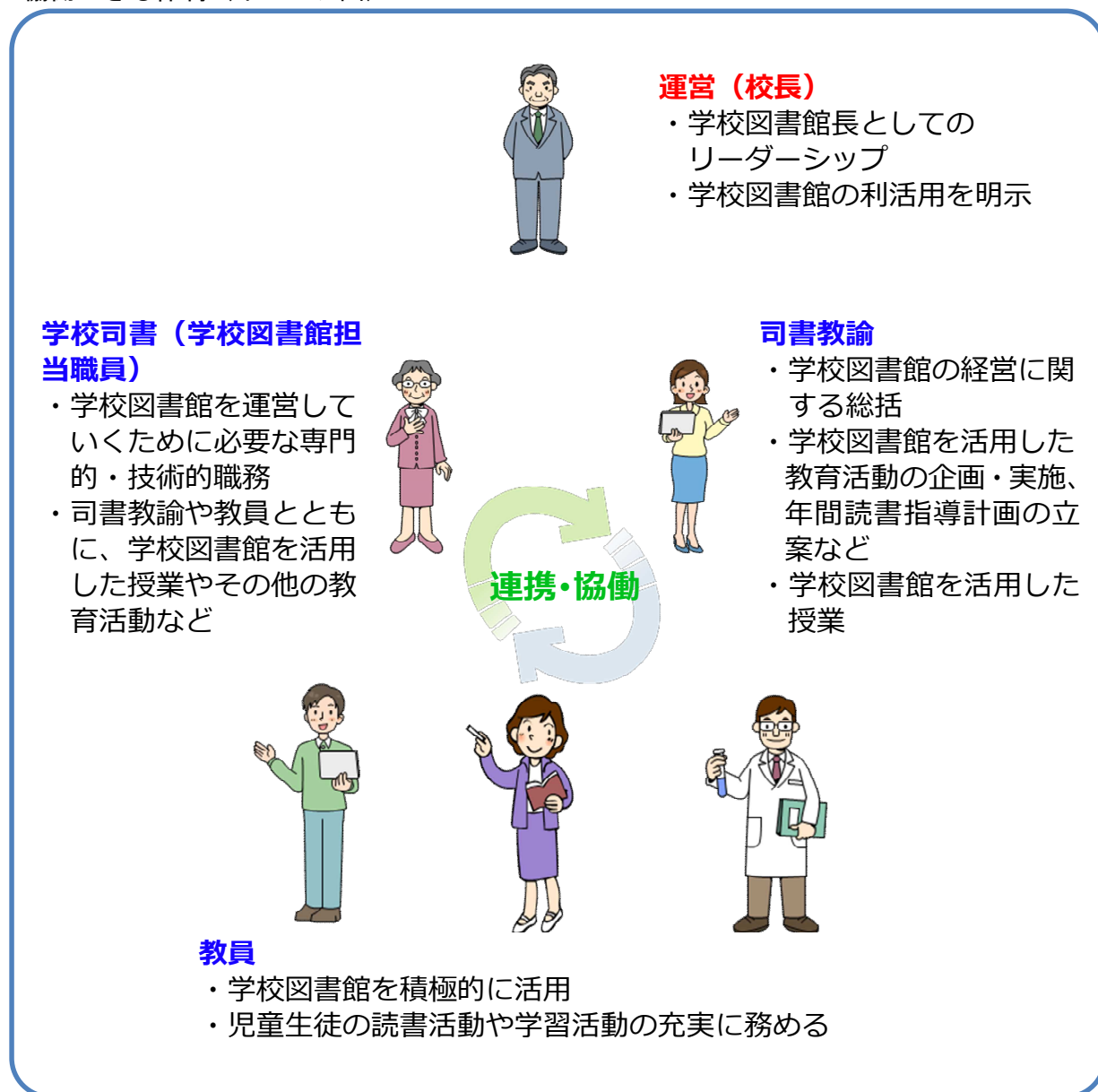
学校図書館ガイドライン～④学校図書館に携わる教職員～

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各々がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(1) 学校図書館の運営に関わる関係者と組織について

前述してきたように、「全教職員で運営する」という意識をもつことが大切であるが、学校図書館の運営の中心となるのは、司書教諭と学校司書である。

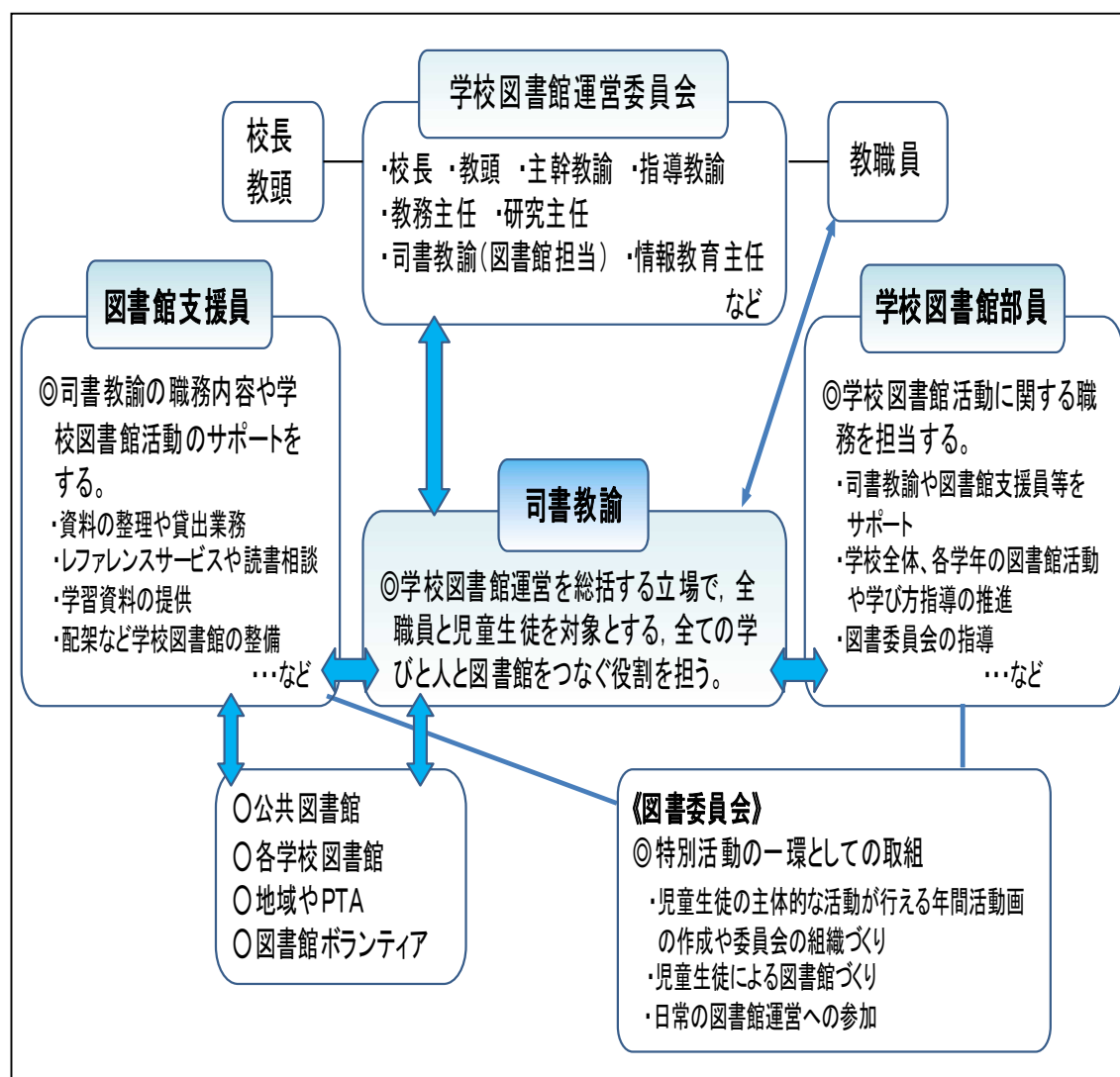
協働できる体制（イメージ図）



校長はリーダーシップをとり、校内での図書館の運営組織を明確にし、実際に学校図書館での児童生徒の様子を見たり、授業で図書資料を活用している様子を見たり、図書館行事に参加したりするなどして図書館運営に積極的に関与し、教職員間で学校図書館を活用するという共通認識を広げることが大切です。

(2) 司書教諭に求められる役割・職務について

学校図書館法第5条において、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と規定されている（12学級以上）。また、学校図書館ガイドラインにおいても、司書教諭は「学校図書館の専門的職務をつかさどる」と示されている。学校図書館運営を総括する立場であり、「経営的職務」と「教育指導的職務」がその活動の中心であり、全職員と児童生徒を対象とする、全ての学びと人と図書館をつなぐ役割を担う。（図2）



(図2 司書教諭の位置付け)



主として司書教諭が行う職務（例）と分担

職 務 内 容		司書 教諭	図書 担当	教諭
経営的職務 (計画立案・連絡調整)	全体計画計画の立案	◎	○	
	経営方針、図書館行事等の運営計画の立案	◎	○	
	図書館活動の年間スケジュールの作成	◎	○	
	図書館資料の収集方針、選定・廃棄基準の策定	◎	○	
	学校図書館利用の規則の立案、検討	◎	○	
	教職員や職員向けオリエンテーション	◎	○	
	各種調査への回答（国・県・市）	◎	○	
	報告、連絡、相談、会計、統計、記録、広報活動	◎	○	
	公立図書館との連携、他校との連携・協力	◎	○	
	ボランティアとの連絡・調整	◎	○	
	各種コンクールのとりまとめ	◎	○	
	学校図書館の評価と改善（職員・児童生徒・保護者）	◎	○	
	設備、備品の管理、整備	◎	○	
教育指導的職務 (指導計画の作成・教科等との連絡調整や授業支援)	情報活用能力を育成する学習への啓発（学び方指導体系表の活用）	◎	○	
	学校図書館年間教育計画作成	◎	○	○
	各学年・学級の経営案、各教科等の年間指導計画に読書指導や情報活用能力育成の指導を位置付ける支援	◎	○	○
	校内研修の企画と実施	◎	○	
	作業の企画運営	◎	○	
	図書資料及び図書館の利用を組み入れた教育課程の編成と展開の協力	◎	○	○
	日常的な図書館マナーの指導	◎	○	○
	学校図書館を活用した授業の実施（T T授業など）	◎	○	
	教材研究時における情報提供や助言	◎	○	
	読書指導の全体計画の立案と指導	◎	○	
	児童生徒図書委員会の指導	◎	○	○

○分担は、司書教諭の勤務形態や図書支援員の有無、経験によっても異なりますので、各学校の実態に応じて、柔軟に計画してください。

司書教諭は、学校図書館の活用を計画的に進めるために、長期的な展望と単年度の職務に見通しをもちながら運営に努める必要がある。そのためには、下記の3点に留意して、全教職員との連携を図り、各校務分掌との関わりを調整しながら学校図書館の運営に努めたい。

①年度始め

運営委員会での検討後、職員会議にて計画類を提示し共通理解を図る。

*職員会議提案文書の例

- ・学校図書館全体計画
- ・学校図書館年間全体指導計画
- ・学校図書館年間活動計画
- ・学校図書館利用規程
- ・「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の充実
- ・学校図書館ボランティア
- ・公立図書館との連携・・・など

職員会議での提案の前に

- ・提案文書について、事前に管理職に相談し、指導・助言を受ける。
- ・必要に応じて、運営（企画）委員会で提案する。

②各学期末

各学期の成果と課題の振り返りを行い、次学期の活動に向けて関係の担当者と協議し、見直しを図る。

③年度末

本年度の成果と課題、学校図書館の評価を分析し、方針や計画類、利用規程等の見直しを図り引き継ぎに備える。また、次年度に行う教職員へのオリエンテーションの準備をする。

*年度末の活動例

- | | |
|-----|---|
| 1 月 | ・研究紀要に学校図書館に関わる実践・成果・課題等の記載する。
・学校評価に学校図書館に関わる項を設ける。 |
| 2 月 | ・学校図書館に係る管理運営・学び方指導・読書指導等を年間指導計画に位置付けることなどを提案する。（教育計画作成時） |
| 3 月 | ・教科等全般にわたり、図書館活用が位置付けられ、教育活動に生かされるよう提案する。 |

例えば・・・

- ・各教科等の年間指導計画の備考欄に記載
- ・校時表へ「一斉読書」「図書貸出時間帯」等の記載
- ・年間行事計画への「子ども読書の日」「読書週間」等の記載

(3)学校司書(学校図書館担当職員※以下学校司書)に求められる役割・職務について

学校図書館改正法（2014年4月）により、「専ら学校図書館の職務に従事する職員として「学校司書」が法律上に位置付けられ、学校図書館ガイドラインには、「学校司書は、学校を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事すると共に、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と進めるように努める」と示された。

学校図書館の意義を達成するために、学校司書は、学校教職員の一員として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の各機能の向上のために以下の役割を担っていくことが求められる。

＜読書センター機能＞	＜学習センター機能＞	＜情報センター機能＞
●学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備 ●学校における読書活動の推進や読む力の育成のための取り組みの実施など 等	●司書教諭や教員との相談を通じた授業のねらいに沿った資料の準備 ●児童生徒に指導的に関わりながら行う各教科等における学習支援 等	●図書館資料を活用した児童生徒や教職員の情報ニーズへの対応 ●情報活用能力の育成のための授業における支援 等

これらの役割を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、「各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる。

学校司書（学校図書館担当職員）の職務（イメージ図）

③「教育指導への支援」に関する職務	教科等の指導に関する支援	特別活動の指導に関する支援	情報活用能力の育成に関する支援
②「直接的支援」に関する職務	館内閲覧 館外貸出	ガイダンス	情報サービス 読書推進活動
①「間接的支援」に関する職務	図書館資料の管理	施設・設備の整備	学校図書館の運営

ここでは、学校図書館に係る業務のうち学校図書館担当職員の職務に絞って図示していますが、学校図書館担当職員が実際に常務を行うに当たっては、司書教諭等の学校図書館に係る教職員と協働・分担することが求められます。

* これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）引用

5. 学校図書館における図書館資料

学校図書館ガイドライン～⑤学校図書館における図書館資料～

1. 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

（1）図書館資料の種類

図書館資料の種類には、印刷資料と電子資料、模型等の博物館資料、および児童生徒の成果物がある。

- 印刷資料…絵本、図書、雑誌、新聞、パンフレット、リーフレット、地図等
- 電子資料…CD-ROM、DVD-ROM、ネットワーク情報資源、デージー等
- 参考資料…各種辞典・事典、年鑑、統計等
- 地域資料…郷土資料、地域行政資料等
- 博物資料…実物標本、模型等

オーテピアの活用

オーテピア高知図書館の1階「オーテピア高知声と点字の図書館」には、バリアフリー図書がたくさんある。また、様々なサービスを行っており、視覚障害や学習障害、病気などの理由で本を読むことが難しい人へ、読書のサポートをしている。

バリアフリー図書

● 声の本（録音図書）

活字図書を音声で読み上げ、CD（音声デイジー図書）などに録音した図書。デイジー図書を読むための再生機などの貸出しを行っている。

● マルチメディアデイジー図書

パソコン、タブレット等で音声を聞きながら本の画像や文字を見ることができる。

● 点字図書

活字図書を点字図書に打ち直した本やさわって分かるように絵や地図の上に凸凹を付けた本などもある。

様々なサービス

● バリアフリー図書郵送貸出しサービス

● バリアフリー図書作成等、ボランティアの養成、支援

図書作成ボランティア（点訳・音訳・デジタル）、対面音訳ボランティアがある。

*詳しくは、下記HPをご覧ください。

オーテピア高知声と点字の図書館

〒780-0842 高知市追手筋 2-1-1

T E L : 088-823-9488

<https://otepia.kochi.jp>

F A X : 088-820-3218

学校図書館ガイドライン～⑤学校図書館における図書館資料～

2. 図書館資料の選定・提供

- ・ 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・ 図書館資料の選定等は、学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- ・ 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

（2）学校図書館資料の選定・提供

学校図書館は、児童生徒の健全な教養の育成を促すために、児童生徒の興味・関心や発達段階を考慮した適切な読書材を提供する必要がある。そのため、限られた予算の中で自校の児童生徒のニーズや教育課程の展開に寄与する上で効果的に使える資料を吟味して備えなければならない。

様々な視点から検討する

- 偏りのない蔵書（文学、マンガに過度に偏らず、自然科学、社会科学等もバランス良く選定
- 選挙権年齢の引き下げ等も踏まえた現実社会の諸課題の考察のための新聞の活用
- 外国語教育や理科教育等を念頭に置いたデジタル教材（音声、動画等）の充実
- 公共図書館や他の学校図書館との相互貸借、インターネットを活用した資料収集・提供

文部科学省の提示している「学校図書館図書標準」には、公立義務教育諸学校の学校図書館の学級数に応じて整備すべき蔵書（図書）の標準が示されている。この冊数については特に達成義務があるわけではないが、全国の自治体における各教育委員会は、これを基に統括する各学校の蔵書達成率の充実に役立てている。

「学校図書館図書標準」(文部科学省 1993 年 3 月)

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

※例えば、

○小学校で18学級の場合・・・10,360 冊

○中学校で15学級の場合・・・12,160 冊

ウ 特別支援学校 (小学部)

学級数	蔵書冊数	
	専ら視覚障害者に対する教育を行う 特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない 特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3~6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 特別支援学校 (中学部)

学級数	蔵書冊数	
	専ら視覚障害者に対する教育を行う 特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない 特別支援学校
1~2	4,800	4,800
3~6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

※例えば、

○専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校(小学部)で、10 学級の場合・・・3、932 冊

○専ら聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校(小学部)で、10 学級の場合・・・3、320 冊

○視覚障害者及び聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校(小学部)で、視覚障害者に対する教育を行う学級数が6学級、聴覚障害者に対する教育を行う学級数が4学級の場合

1. 該当特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして表を適用

$$3,292 + 160 \times (10 \text{ 学級} - 6) = \underline{3,932 \text{ 冊}}$$

$$2,936 + 96 \times (10 \text{ 学級} - 6) = \underline{3,320 \text{ 冊}}$$

2. 視覚障害者に対する教育を行う学級数の数及び視覚障害以外の障害のある生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均

$$3,932 \times (6 \div 10) + 3,320 \times 4 (\div 10) = \underline{3,687 \text{ 冊}}$$

「学校図書館メディア基準・蔵書の比率」(全国学校図書館協議会)

学校図書館が理想とする蔵書の分類ごとの配分比率が示されている。

	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 技術	6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学	合計
小学校	6	2	1 8	9	1 5	6	5	9	4	2 6	100%
中学校	6	3	1 7	1 0	1 5	6	5	8	5	2 5	100%

各学校においては、教育課程や地域の実情、児童生徒の実態等を考慮し、量と質の両面からバランス良く学校図書館の資料を整えていくようにしたい。



学校図書館ガイドライン～⑤学校図書館における図書館資料～

3. 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

（3）図書館資料の整理・配架

学校図書館の書架の壁面配置は、図書館の入り口から奥へと時計回りに日本十進分類法（NDC）の分類番号順にするのが一般的である。また、片面書架を背中合わせにして、並列に配置する場合もある。図書館の広さや形に合わせて、来館者が利用しやすいように工夫して配置するようにしたい。

日本十進分類表（NDC）

右の表のように、はじめに分けたものを「類」といって、0～9の番号が付けられている。

類の中を分けたものが「綱」といい、0～9の番号が付けられている。

綱を10に分けたものを「目」といい、それぞれに番号が付けられている。この番号を「分類番号」という。

《分類番号のよび方》

理科 4 動物 8 昆虫 6 → よんはちろく 4 8 6

0	総 記
1	てつ学 宗教
2	歴史 伝記 地理
3	社会 文化
4	理 科
5	工業 工作
6	産 業
7	芸 術
8	ことば
9	文 学

学校図書館ガイドライン～⑤学校図書館における図書館資料～

4. 図書館資料の廃棄・更新

- ・ 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- ・ 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・ 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

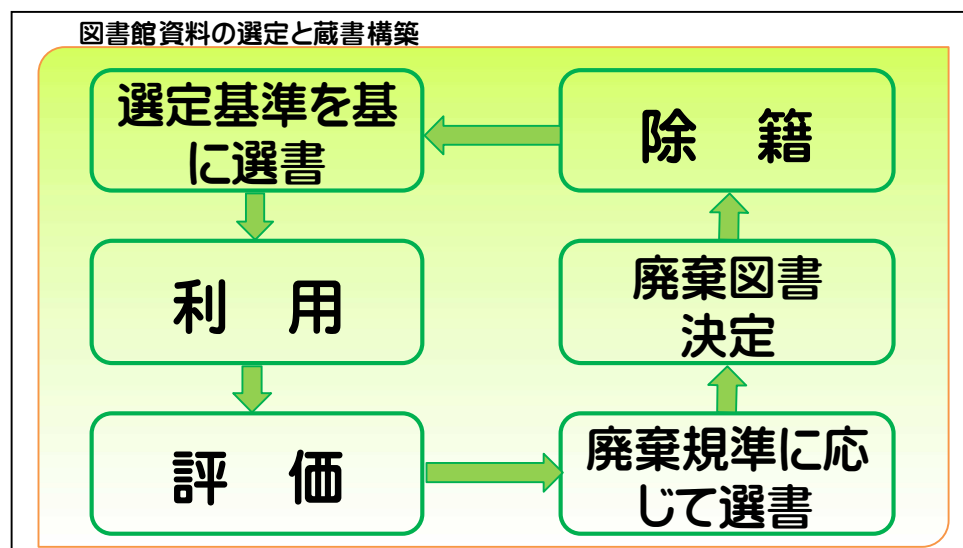
(4) 図書資料の廃棄・更新

学校図書館の蔵書は、個の読書に対応するのみでなく、学校教育に寄与するものでなくてはならない。

そのためには、図書資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行う必要がある。

廃棄の判断のための三つの側面からの評価

- ①内容的な評価……刊行時間の経過とともに誤った情報を記載しているもの。
- ②物理的な評価……汚損や破損により、修理が不可能で利用できないもの。
- ③利用面での評価……利用頻度がごく少ない、利用者から役に立たないと評価されたもの。



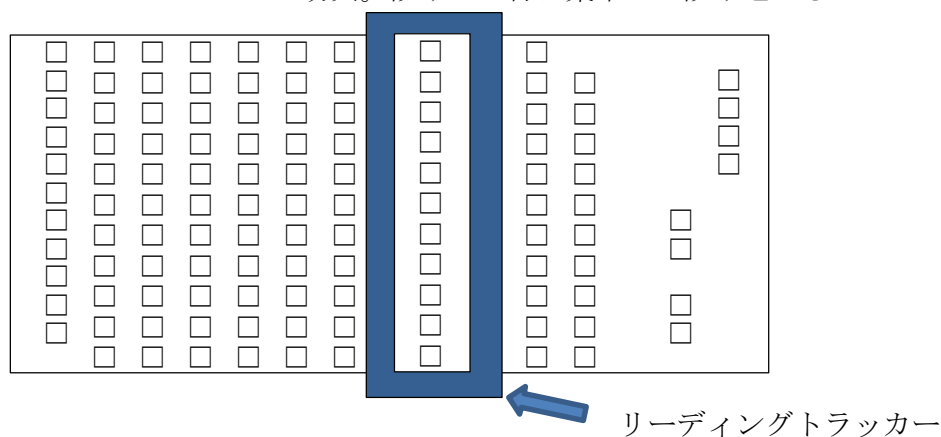
(5) 多様なニーズに応える図書館資料の充実

学校図書館ガイドラインでは、「発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい」とされている。特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、マルチデイジー、大活字本、LLブック等を活用することが有効であり、各学校においては、視聴覚資料の整備に配慮するとともに、公立図書館との連携により、それらの資料を活用することも有効である。(P21 参照)

LLブック・・・主に知的障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒などのために、やさしく読みやすい日本語の文章で書かれた図書。

マルチデイジー図書・・・電子図書的一种で、本文の文字サイズを拡大したり、音声で読み上げたり、読み上げ部分の本文をハイライトさせる等の機能がある図書。主に知的障害や学習障害のある児童生徒の利用を想定している。

リーディングトラッカー・・・ディスレクシア（読み書き障害）のある児童生徒の読書補助具。読みたい行に集中して読み進めることができる。



(6) 学校図書館の整備

学校図書館は、読書好きを増やし、確かな学力を育む施設である。学校図書館が充実し、その役割を果たせるように計画的に整備していくことが必要である。

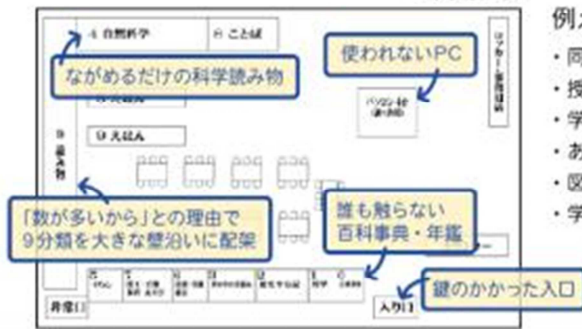
学校図書館の環境を整えるために、資料だけでなく、施設や設備についても、より利用しやすいように整備していくことが大切です。

進めてみません。
学校図書館
BEFORE/AFTER

学校図書館の目的は、蔵書の充実や学校司書の配置にあるのではなく、それらを用いて学校教育をどう充実するかにあります。このことについて、学校や教育委員会がビジョンをもたなくては学校図書館の整備充実が進みません。

BEFORE (1年目)

※小学校の例



■実態把握、学校としてのビジョンの整理

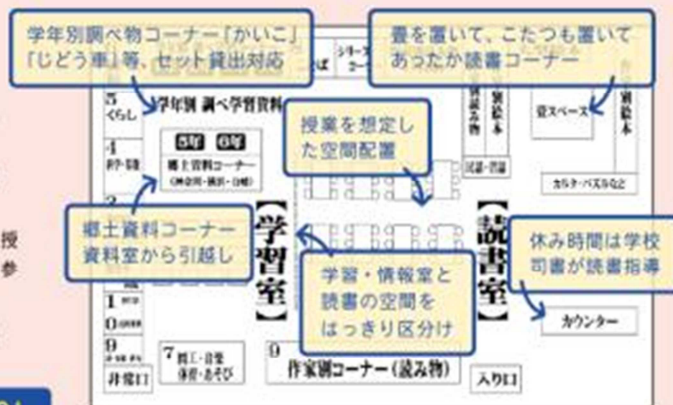
例えば、こんな現状に甘んじていませんか？

- ・同じ子供しか借りにこない。
- ・授業で学校図書館を使うことがほとんどない。
- ・学校図書館の扉は基本的に鍵がかかっている。
- ・あるべき書架に本がない。そもそも欠損本の有無が分からない。
- ・図書のデータベース化が進んでいない。
- ・学校図書館が何となく暗い。

AFTER (5年目)

■ビジョンに沿った蔵書の整備、学校司書配置等による維持発展

- ・授業を想定した空間配置への模様替え。
- ・数年かけてセット貸出しに対応するなど、授業に直結する蔵書を整備。
- ・郷土資料をあえて配置し、「物語を読む」だけではない図書館を主張。
- ・司書教諭が、全学年で一月に一度は学校図書館を活用した授業が行われるよう年間指導計画を作成。学校司書も授業に参加するように計画。
- ・学校司書(4年目から配置)は図書の保存整理・修繕、展示、飾り付け等、日常的な運営管理。



読書の拠点、授業で役に立つ学校図書館にGO! GO!

学校中に図書館に誘う仕掛け作り。



AND MORE!



他にも、教育委員会の支援を得て、
・学校司書の資質能力向上
・公共図書館と学校図書館との間のネットワーク作り
等を行うことが考えられます。

*文部科学省「みんなで使おう！学校図書館」より

6. 学校図書館の施設

学校図書館ガイドライン～⑥学校図書館の施設～

- ・ 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- ・ また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設を確保するために、計画・設計上の留意事項を示した「学校施設整備計画」を学校種ごとに策定している。現行の整備指針は、2016年3月に改定されたものである。学校図書館については、「第3章平面計画・第2学校関係諸室・8図書室」と「第4章各室計画・第2学校関係諸室・15図書室」で述べられているので、確認しておきたい。（資料編P49・50）

【図書館の位置の工夫】

- | | | |
|-----------------|---|---|
| ○学校の建物の中心部に置く | } | 新築や改築の場合ではなくても、既存の空き教室を利用して図書館の場所を検討する。 |
| ○児童生徒の昇降口の近くに置く | | |
| ○図書館と情報室を隣接させる | | |

学校図書館は、各教科等の学習活動において効果的に活用することができるように、普通教室からの利用のしやすさを考慮し、児童生徒の活動範囲の中心的な位置に計画することが大切です。

7. 学校図書館の評価

学校図書館ガイドライン～⑦学校図書館の評価～

- ・ 学校図書館の運営の改善のため、PDCAサイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- ・ 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- ・ 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）・アウトカム（児童生徒目標の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

学校図書館ガイドラインでは、評価について「学校図書館の運営の改善のため、PDCAサイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。」としている。評価において、校長の学校評価と学校図書館の評価を有機的に関連付ける役割や、積極的な関与の重要性があげられている。学校図書館担当者は、校長や他の教職員とも連携して、評価を実施していく必要がある。

①評価の方法

「自己評価」…学校に所属する教職員自身が行う

- 随時実施することができ、評価結果を素早く改善に反映させることができる。
- 評価結果の分析が主観的になりやすく、客観的な評価が難しい。

「外部評価」…学校関係者や学校外の専門家が行う

- 専門的知識を生かした客観的で深い分析ができる。
- 評価の実施に多くの準備が必要となり、随時実施することが難しい。

これらの組み合わせによって、さまざまな評価を行うことができる。また、データの種類によって「量的評価」と「質的評価」に分けることができる。

②評価の内容

学校図書館ガイドラインでは、評価の項目について「図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい」と示されている。これらの評価項目は、学校図書館活動が適切に行われているかを評価するための、基本的な項目であると考えられる。したがって、これらの評価項目に、学校の実情に合った評価項目を加え、適切な評価項目を作成していく必要がある。

学校図書館の評価をP D C Aサイクル（計画⇒実施⇒評価⇒改善⇒次期計画）に基づいて行うことによって、学校図書館の発展や向上に寄与することができます。学校経営における学校図書館の役割の重要性や、学校図書館経営に対する評価について、校内外で共通理解を図り、連携協働していくことが大切です。



3 学校図書館の活用

(1) 校内研修

全教職員が、自校の学校図書館の現状を理解するために、学校図書館の機能や役割を共通理解することは重要である。研究主任と連携し、1年間の校内研修計画に位置付けることが肝要である。

(校内研修計画への位置付け例)

	第 1 週	第 2 週	第 3 週	第 4 週	主な学校行事・研修など	
	6 日（水）学校図書館研修＊ 1					
4						
5						
6		12 日（水） 学校図書館研修 ＊ 2				
7						
8		12 日（水） 学校図書館研修 ＊ 3				
9						
1 0						
1 1			20 日（水） 全校研修＊ 4			
1 2				26 日（水） 学校図書館研修 ＊ 5		
1						
2					26 日（水） 学校図書館研修 ＊ 6	
3						

- *1：各種計画の提案・確認・共通理解、昼読書の決まりについて、推薦図書について、読書冊数調べについて（月別）
- *2：学校図書館研修講師招聘
「学び方指導～子どもたちの情報リテラシーを育てる～」について
- *3：1学期の推薦図書、読書冊数調べ（目標達成者数・未読者数）について
1学期の図書館活用の成果と課題及び改善策
パスファインダー作成（図書活用単元）
- *4：学校図書館研修講師招聘
「これからの時代に求められる資質・能力の育成と学校図書館の活用について」
- *5：2学期の推薦図書、読書冊数調べ（目標達成者数・未読者数）の取組状況について
成果と課題及び改善策
- *6：3学期の推薦図書、読書冊数調べ（目標達成者数・未読者数）の達成状況について
成果と課題及び改善策から、次年度の計画の作成

学校図書館活動振り返り（1学期）

3年団

①児童の実態（データに基づく現状の成果・課題・改善策）

＊7月の読書冊数調べが終わってからデータを出します。

☆現状

- ・朝の読書タイムの決まりを守り、静かに読書をする雰囲気ができている。
- ・推薦図書読了に向けて意欲的に読んでいる児童と、そうでない児童とが見られる。
- ・たくさん本を借りて読む児童と、そうでない児童の差がある。また、学級間での差もみられる。
- ・保護者の方や読書ボランティアの方の読み聞かせを楽しみにしている。

○成果

- ・朝の読書タイムや国語科での並行読書で、様々なジャンルの本に触れることができた。

●課題（→改善策）

- ・クラス間で読書量に差がある。
→借り換えカードに目を通し、本の借り換えをしない児童に個別に声をかけていくことを徹底する。
→読み聞かせをするなど、「先生のおすすめ本」を紹介する。（月1回）

②学校図書館活用についての成果・課題・改善策

○成果

- ・国語科では、計画通り図書資料を活用することができた。リストブックを活用し、司書教諭と連携することで、たくさんの図書資料を準備することができた。単元の終わりに図書資料を評価し、リストブックの見直しをした。

●課題（→改善策）

- ・国語科以外で、学校図書館を活用できなかった。
→他教科等と国語科の関連を図り、計画的・効果的に活用できるように単元配列表を見直し、いつ、どこで、どのように活用するのか明確にする。

③各種計画の見直し

- ・単元配列表（上記の通り）

④その他

(2) 学び方指導

「教育課程の展開に寄与する学校図書館」の重要な働きとしての「学び方指導」は、学習指導を支え、生涯学習の基礎を培い生きる力を養うために、司書教諭や学校司書と担任が連携して指導に当たる。計画は、学習指導要領や全国学校図書館協議会「情報・メディアを活用する学び方の指導体系表案」を参照し、学校の実態や児童生徒の発達段階にふさわしい内容・方法を立案し、教科等の単元に位置付けるようにする。

(3) 教科等で活用する事例

読書への関心を高めたり、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけや、本の理解を深めたりするために、例えば、以下のような取組が行われている。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で本を読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

・お話(ストーリーテリング)

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本の紹介をすること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

・書評合戦(ビブリオバトル)

発表者が読んでおもしろいと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に対する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

*子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の一部引用

この他にも、読書郵便、本の帯やPOPの作成等、国語科を中心に様々な取組が進められている。

また、国語科以外の各教科等においても、例えば、以下のように活用することができる。



○生活科における学校図書館の活用

- ・捕まえた虫の名前を図鑑で調べる。
- ・見付けた植物の名前を図鑑で調べる。
- ・育てている植物について書かれた本を読む。

○社会科における学校図書館の活用

- ・「むかしのくらし」について、図書資料で調べる。
- ・歴史上の人物について書かれた伝記を読む。
- ・アフリカ経済について、新聞、統計資料、大使館などのウェブサイトを活用しながら調べる。

○音楽科における学校図書館の活用

- ・音楽の特徴をその背景となる文化や歴史、他の芸術と関連付けて調べる。
- ・学校図書館メディアの音源（CD等）や映像（DVDやインターネット）で、実際の音や演奏を聴いて味わう。

○体育科における学校図書館の活用

- ・競技の起源や発展してきた経緯、規則、効果的な練習方法について調べる。
- ・技術を分かりやすく解説したDVDを視聴し、自身の技術の向上に生かす。

○総合的な学習の時間における学校図書館の活用

- ・【課題設定】→【情報収集】→【情報の整理・分析】→【まとめ・発表】といった探究的な学習の過程で、情報を収集する。

児童生徒の実態を踏まえ、それぞれの読書活動でどのような力を付けるのかを明確にし、実践していくことが大切である。

(4) N I E 活動

N I Eとは、米国で生まれた運動で、「Newspaper in Education」の略であり、「教育に新聞を」と訳され、「エヌ・アイ・イー」と読む。

日本では、日本新聞協会が子供の活字離れや社会的無関心の傾向を改善させる目的で取組が始まった。学校などで新聞を活用し教育する活動である。

新聞は、学校図書館メディアの一つである。学校図書館担当者は、学校図書館で児童がいつでも新聞を資料として使うことができるように、閲覧環境を整えることが大切である。また、学校図書館で新聞をどのように活用するのかを事前に確認しておき、計画的に授業で使えるように各教諭への支援を行うことが求められる。

例えば、次頁のような取組が行われている

(新聞コーナーの設置)



(新聞ノートの掲示)



(N I E コーナーでの掲示)

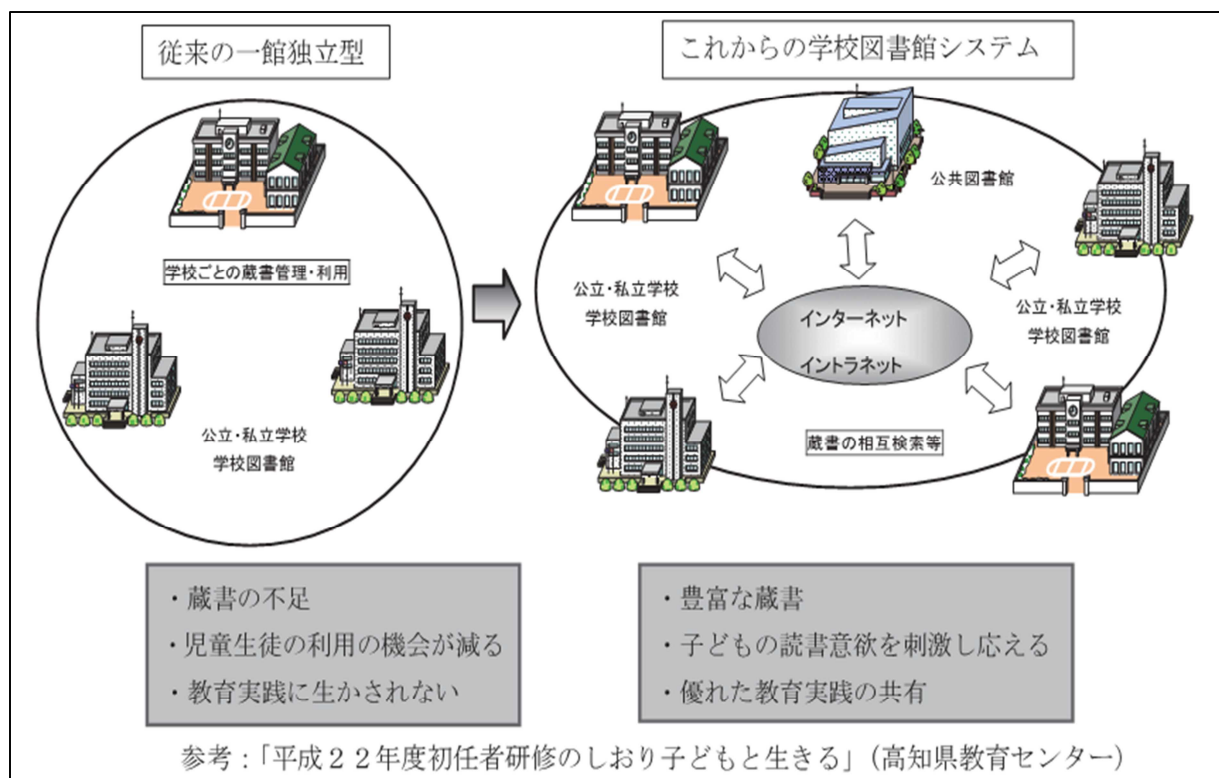


(5) 公共図書館との連携

「学校図書館法」の第4条の5には「他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること」とあり、児童生徒の学習を支える施設が、学校図書館だけに限られていないことを示している。

小中学校では、各教科等の学習を進めるに当たり様々な資料が必要になる場合がある。また、課題に沿った学習を進める中で、同一資料の複本や比較できる資料など、豊富な資料の存在が、学習活動の質を向上させることにつながる。しかし、現実には、各校の学校図書館だけでは、前述した児童生徒・教職員等の利用者から日々多くのリクエストに応えるだけの蔵書を完備しているわけではなく、一つの学校図書館で要望に応える全ての図書を購入することも不可能である。

こうした現状に鑑み、各校の蔵書の隙間を埋め、各教科等の学習のニーズに応えるものが、公共図書館や他校とのネットワークである。ネットワークを形成・利用し、資料の確保に役立てることが必要である。資料の提供や学習環境・読書活動の支援を受けることで、学校図書館の活動の充実が図られる。また、一人一人の学習に応えることができ、児童生徒の学びや読書の効果が上がる。



司書教諭、学校司書（学校図書館担当職員）は、公共図書館の職員と十分に情報交換を行い、連携を深め、様々なサービスを有効に活用したい。そして、将来のよき図書館利用者を育てたい。例えば、以下のような取組がある。

○ 公共図書館での学習の展開

公共図書館を訪問し、司書と連携して、公共図書館の使い方や学び方指導を展開することで、学びの効果を上げることができる。

近くに学校図書館がない場合は、学校訪問の依頼やインターネットを活用した学習等も考えられる。実践するに当たっては、年間計画に基づき、十分な打ち合わせをし、役割分担を明確にして効果を上げるようにしたい。

○ 団体貸し出しの利用

各教科等の調べ学習や読書指導に、公共図書館から計画的に団体貸し出しを受けることができる。多くの資料を幅広い分野で借り受けることが可能である。

- ・学校図書館や学級文庫用に、長期にわたりまとめて借り受けることもできる。
- ・早めに年間指導計画を提出しておく、見通しを持って対応してもらうことができる。
- ・教科書単元関連図書は、どの学校からも申し込みが集中するので、年間指導計画を変更する等の工夫が考えられる。
- ・貸し出し図書リストは、学習の資料リスト作成や次年度の図書購入の参考となるので、保存活用したい。

○ 情報交換と交流

司書教諭、学校司書（学校図書館担当職員）が、地域の図書館の職員と情報交換し交流を深めることで、学校図書館の充実や、司書教諭、学校司書（学校図書館担当職員）の資質向上につながる。

- ・公共図書館での児童生徒の様子を把握できる。
- ・補修や資料の整理の仕方・配架・展示・掲示等を参考にすることができる。
- ・学習活動や読書活動幅が広がる。

(6) 家庭・地域との連携

児童生徒が読書習慣を身に付けていくためには、家庭・地域との連携が重要である。各学校は、あらゆる機会を通して、家庭・地域との連携を図っていくことが望まれている。

例えば、以下のような取組が行われている。

(宿毛市立宿毛小学校の取組)

○すくすくノート

連絡帳と本読みカードが一体化した「すくすくノート」(次頁)を全校児童が使っている。忘れ物の数や挨拶がどうだったかなど、自分の一日の生活を振り返ることができるものになっている。その中に「読書」の欄を設け、読んだ本の名前と読書時間を記入する。「すくすくノート」を通して学級担任も保護者も読書傾向の把握ができ、意識の共有と連携の強化を図ることができている。

○ふれあい読書

今年で53年目となる「ふれあい読書」は本校の伝統ある取組である。2年生の児童と保護者を対象に行っているが、保護者の中には本校出身で子どもの頃に「ふれあい読書」を経験した方もいる。週末に子どもたちが「ふれあい読書」のための本を選ぶわくわくした姿から、この時間をとっても楽しみにしていることが伝わってくる。「弟に読んであげたいけん、この絵本にする。」「この前、水族館に行った時にイルカを見たがやけど、イルカについて書かれた本を読みたい。」など、子ども達はそれぞれ目的を持って本を選んでいる。

また、「小学校に入ってから読み聞かせをすることが少なくなり、またこうして機会を作ってもらえることで子どもとの時間が増えました。」「家族みんなで読みました。この時間はテレビを消して、本を通してふれあいたいと思っています。」など保護者の感想から、家庭で本を広げて一緒にのぞきこむ家族の温かい交流の様子が感じられる。

月 日		曜日	
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	

読書	読んだ本	読んだ場所	読んだ時間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

(すくすくノート)

○保護者読み聞かせボランティア

各学期に一回、保護者や地域の方に読み聞かせボランティアを募り、児童への読み聞かせを行っている。朝読書の10分間で読みきることができる絵本を持ち寄ってもらい各学級で読み聞かせを行う。子どもたちはこの読み聞かせをたいへん楽しみにしており、真剣な表情で物語の世界に引き込まれている。毎回ボランティアの人数を確保することが大変であったが、PTA発行の広報での呼びかけや保護者間で誘い合うことにより、協力の輪も広がっている。

4 資料編

1. 法令

(1) 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）最終改正：平成二十七年法律第四十六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなけ

ればならない。

- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
(司書教諭の設置の特例)
- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成九年政令第百八十九号）

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日（平成九年六月十一日）から施行する。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

第一条（目的）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第二条（基本理念）

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

第三条（国の責務）

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第四条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条（事業者の努力）

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

第六条（保護者の役割）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。（関係機関等との連携強化） 第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第八条（子ども読書活動推進基本計画）

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

第九条（都道府県子ども読書活動推進計画等）

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第十条（子ども読書の日）

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第十一条（財政上の措置等）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。附 則 この法律は、公布の日から施行する。「衆議院文部科学委員会における附帯決議」政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

子どもの読書活動の推進に関する法律に関する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2. 学校図書館ガイドライン（平成28年11月）

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- ①学校図書館の目的・機能
- ②学校図書館の運営
- ③学校図書館の利活用
- ④学校図書館に携わる教職員等
- ⑤学校図書館における図書館資料
- ⑥学校図書館の施設
- ⑦学校図書館の評価

□①学校図書館の目的・機能

- ・ 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- ・ 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

②学校図書館の運営

- ・ 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- ・ 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- ・ 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- ・ 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。

- ・ 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

③学校図書館の利活用

- ・ 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- ・ 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- ・ 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

④学校図書館に携わる教職員等

- ・ 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- ・ 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- ・ 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めるこ

とが望ましい。

- ・ 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- ・ 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- ・ また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- ・ また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

⑤学校図書館における図書館資料

1 図書館資料の種類

- ・ 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- ・ 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- ・ 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- ・ 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。

- ・ 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、ＬＬブック、マルチメディアデイジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

2 図書館資料の選定・提供

- ・ 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・ 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- ・ 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3 図書館資料の整理・配架

- ・ 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（ＮＤＣ）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- ・ 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- ・ 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- ・ 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4 図書館資料の廃棄・更新

- ・ 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されてい

る例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

- ・ 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・ 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

⑥学校図書館の施設

- ・ 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- ・ また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

⑦学校図書館の評価□

- ・ 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- ・ 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- ・ 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

（４）小学校（中学校）施設整備指針（平成２８年３月２５日改訂） 文部科学省

＊「学校図書館」に関する部分の抜粋

3. 小学校（中学校）施設整備指針（平成28年3月25日改訂）

＊「学校図書館」に関する部分の抜粋

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○整備指針の位置付け

本指針は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。地方公共団体等の学校設置者は、学校施設の計画及び設計に当たり、安全上、保健衛生上、指導上その他の学校教育の場として適切な環境を確保するため、関係法令等の規定に基づくことはもとより、本指針の関係留意事項に十分配慮すること。

○整備指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○整備指針の表現

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

第3章 平面計画

第2 学習関係諸室

8 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童（生徒）の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとして計画することも有効である。
- (3) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

第4章 各室計画

第2 学習関係諸室

15 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童（生徒）数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童（生徒）の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々

の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。

- (4) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

4. 学習指導要領（平成二十九告示）

* 「学校図書館」「読書」に関する部分の抜粋

学習指導要領第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。…新設

学習指導要領第2章 各教科 第1節 国語

第2 各学年の目標及び内容

1 目 標

- (3) 学びに向かう力、人間性等に関する目標…改訂

小学校

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
(3) 言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	(3) 言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

中学校

第1学年	第2学年	第3学年
(3) 言葉がもつ価値に気付くとともに、進んで読書をし、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝	(3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が国の言語文化を大切にして、思いや考	(3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を通して自己を向上させ、我が国の言語文化に関わり、思い

え合おうとする態度を養う。	えを伝え合おうとする態度を養う。	や考えを伝え合おうとする態度を養う。
---------------	------------------	--------------------

2 内 容

〔知識及び技能〕

読書についての指導事項は、（３）我が国の言語文化に関する事項…改訂

小学校

第１学年及び第２学年	第３学年及び第４学年	第５学年及び第６学年
エ 読書に親しみ、いろいろな本があることを知る。	オ 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	オ 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げること役立つことに気付くこと。

中学校

第１学年	第２学年	第３学年
オ 読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解すること。	エ 本や文章などには、様々な立場や考え方が書かれていることを知り、自分の考えを広げたり深めたりする読書に生かすこと。	オ 自分の生き方や社会との関わり方を支える読書の意義と効用について理解すること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

「Ｃ 読むこと」の領域における言語活動例…改訂

小学校

第１学年及び第２学年	第３学年及び第４学年	第５学年及び第６学年
ウ 学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。	ウ 学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。	ウ 学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。

中学校

第１学年	第２学年	第３学年
ウ 学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。	ウ 本や新聞、インターネットなどから集めた情報を活用し、出典を明らかにしながら、考えたことなどを説明したり提案したりする活動。	ウ 実用的な文章を読み、実生活への生かし方を考える活動。

第2 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

小学校

(6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

中学校

(6) 第2の第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ、第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

2 内容についての配慮事項

小学校

(3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないようにすること。

中学校

(3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

3 教材についての配慮事項

小学校（中学校）

(1) 教材は、第2の各学年の目標及び内容に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣を形成することをねらいとし、児童（生徒）の発達段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また、第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むことのそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

5. 様式例

平成 年度

学校図書館全体計画

〇〇市立〇〇小学校

1. 経営方針

- 教育活動全般に関わる図書資料を収集・整理したり、各教科等の学習に図書資料を関連付けたりして学びを広げ、知的好奇心・探究心を育てる。
- いろいろな本との出会いを楽しみ、豊かな情操や感性を養い、教養の場としての好適な環境をつくる。
-

学校教育目標の実現に向けて、学校経営計画や教育計画を基に、経営方針を設定する。

2. 全体計画

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学校図書館法
- ・学習指導要領

<学校教育目標>

各学校の教育目標を転記する。研究主題や目指す児童像などを記載することも考えられる。

- ・児童の実態
- ・保護者の願い
- ・地域の実態
- ・教職員の願いや指導観
- ・現代社会の要請

<学校図書館教育の目標>

- 学校図書館の活用及び朝読書を通して、児童の活発な読書活動を促す。
- 多様な資料から目的に応じた情報を選び、課題解決を図り、情報活用能力を育成する。
-

学校教育目標の実現に向けて、学校経営計画や教育計画を基に、学校図書館のねらいや重点的な目標を設定する。

<学校図書館教育の指導の重点>

- 学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童の情報活用能力の育成を図る。

学校図書館教育の目標の実現に向けて、児童生徒の実態に応じた指導の重点を設定する。

各学年の目標

	1・2学年	3・4学年	5・6学年	特別支援学級
学び方指導	○学校図書館の利用の仕方の基礎的な知識、技能、態度を培い、楽しんで資料の活用ができるようにする。	学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童生徒が目的に合った本などを選んだり、必要な情報を効率よく取り出すことができるように指導することが大切である。 * 学習指導要領を踏まえる。		
読書指導	○読書に親しみ、いろいろな本があることを知り、楽しんで読書をする態度を養う。			

3. 具体的な取組

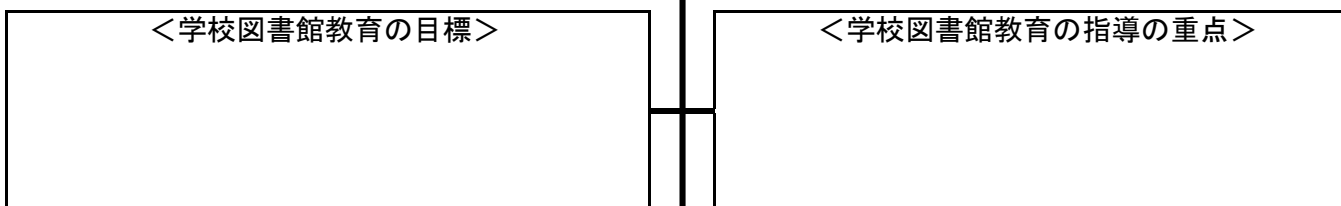
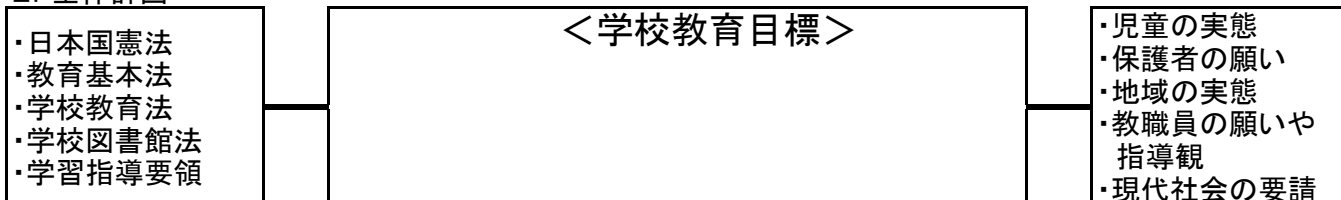
各教科等 ○各教科等の学習の中で、図書館機能を活用し、課題解決学習、調べ学習、個別指導やグループ学習の場とする。 ○計画的な読書指導を推進し、目的に応じた読書方法や主体的な読書の態度が身に付くようにする。 ○情報の収集、整理、分析等、情報活用能力を養う。	道徳科	読書活動
	外国語(活動)	特別活動
学習指導要領を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動における具体的な取組や身に付けたい力を設定する。 * 下線部の項目は各学校で設定する。		保護者・地域との連携

学校図書館の目的	学校図書館の利用	学校図書館資料	学校図書館の機能
○教育課程の展開に寄与 ○児童生徒の健全な教養の育成 * 学校図書館法	○児童 ○教職員 ○図書ボランティア ○保護者	○図書資料 ○雑誌 ○新聞 ○視聴覚資料(CD、DVD等) ○電子資料 ○ファイル資料 ○パンフレット ○自校独自の資料 ○模型等の図書以外の資料が含まれる	○読書センター ○学習センター ○情報センター

1. 経営方針

--

2. 全体計画



各学年の目標

	1・2学年	3・4学年	5・6学年	特別支援学級
学び方指導				
読書指導				

3. 具体的な取組

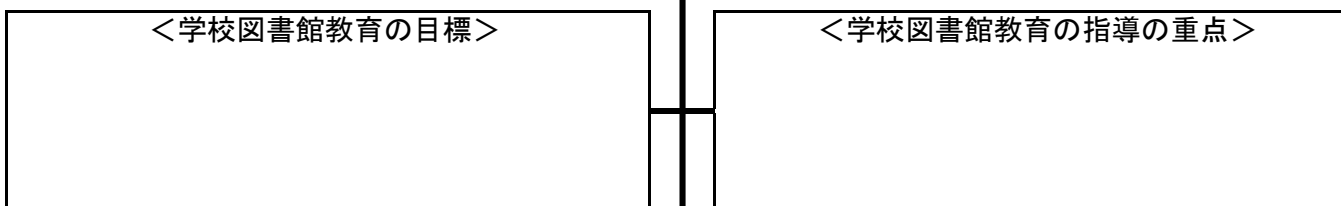
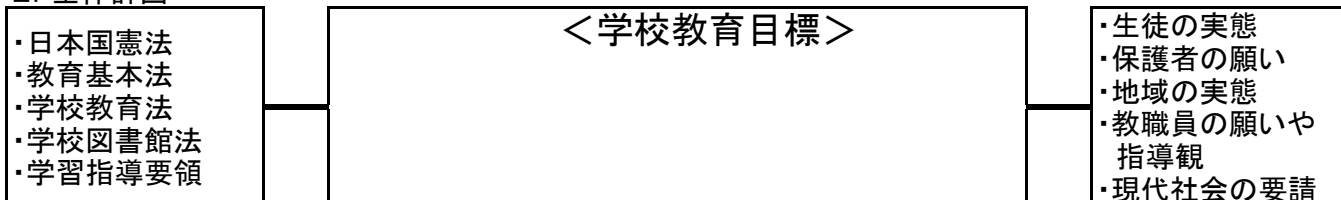
各教科	道徳科	読書活動
総合的な学習の時間	外国語(活動)	特別活動
		保護者・地域との連携

学校図書館の目的	学校図書館の利用	学校図書館資料	学校図書館の機能
○教育課程の展開に寄与 ○児童の健全な教養の育成 * 学校図書館法	○児童 ○教職員 ○図書ボランティア ○保護者	○図書資料 ○雑誌 ○新聞 ○視聴覚資料(CD, DVD等) ○電子資料 ○ファイル資料 ○パンフレット ○自校独自の資料 ○模型等の図書以外の資料が含まれる	○読書センター ○学習センター ○情報センター

1. 経営方針

--

2. 全体計画



各学年の目標

	1学年	2学年	3学年	特別支援学級
学び方指導				
読書指導				

3. 具体的な取組

各教科	道徳科	読書活動
		特別活動
総合的な学習の時間	外国語	保護者・地域との連携

学校図書館の目的	学校図書館の利用	学校図書館資料	学校図書館の機能
○教育課程の展開に寄与 ○生徒の健全な教養の育成 * 学校図書館法	○生徒 ○教職員 ○図書ボランティア ○保護者	○図書資料 ○雑誌 ○新聞 ○視聴覚資料(CD, DVD等) ○電子資料 ○ファイル資料 ○パンフレット ○自校独自の資料 ○模型等の図書以外の資料が含まれる	○読書センター ○学習センター ○情報センター

月	〇学校図書館経営 ◆学校図書館行事等	図書委員会活動	〇図書館ボランティア ◆公共図書館との連携
4	〇各種計画の作成・提案 ・学校図書館全体計画 ・学校図書館年間活動計画 ・学校図書館教育年間計画(学び方指導を含む) * 校内研修にて共通理解を図る 〇開館準備(環境整備・個人カードの準備) 〇学校図書館利用のためのオリエンテーション 〇「図書館便り(図書館のきまりについて)」発行 ◆子ども読書習慣(4/23～5/12) 〇……	〇第1回図書委員会 ・委員会組織作り ・役割分担 ・活動目標と活動計画 ・当番活動等のオリエンテーション 〇当番活動開始 ・1年生への読み聞かせ(朝の読書) 〇……	〇ボランティアによる読み聞かせ ・1・3・5年生 (毎週水曜日朝の読書) 〇図書資料のファイリング 〇本の修理 ◆地域の施設への挨拶と協力の依頼
5	全体計画で位置付けた重点目標等を達成するために、月ごとの計画と具体的な内容を記載する。「いつ」「どこで」「何を」すべきかが一目で分かるように可視化する。 学校図書館行事は、年間を見通して学校行事や季節等との関連を念頭に置きながら、各行事の計画を立案する。	図書委員会をどのように指導していくかは、委員会担当教員が作成するものであるが、委員会児童と過ごすことが多い学校図書館担当職員と共有し、計画に基づいた支援をしてもらうことが重要である。	図書ボランティアと連携するためには、「何に協力してもらいたいのか」をはっきりさせ、活動後は意見を聞きながら連携を蜜にしていけることが大切である。 また、児童の学習をより深めるため、地域の施設を有効に活用することが求められる。
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

平成

年度

〇〇小学校学校図書館年間活動計画

月	学校図書館経営	図書委員会活動	図書館ボランティア 公共図書館との連携
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

平成

年度

〇〇中学校学校図書館年間活動計画

月	学校図書館経営	図書委員会活動	図書館ボランティア 公共図書館との連携
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

【目標】

学び方指導…進んで学校図書館を利用する態度を培い、楽しく資料や情報を集め、活用できるようにする。

読書指導…幅広く読書に親しみ、目的に応じていろいろな分野の本や文章をよむことができる。

月	単元名(教科)	学習活動	学び方 (情報活用)	評価 ◎○△
4	・図書館へ行こう(国語科) *オリエンテーションを含む	・図書館の利用の仕方を確認し、図書 の配架と分類を知り本を探す。	・分類に気を付け、読みたい 本や調べたい本を探す。 *十進分類法	
5	・国語辞典の使い方を知ろう(国語科) ・自然のかくし絵(国語科) ・こん虫を育てよう(理科)	・国語辞典の仕組みや使い方を理解 し、言葉の意味や正しい書き表し方を 調べる。 ・いろいろな生き物の身を守る工夫につ いて調べる。	・言葉の意味を調べる。 (国語辞典) ・資料から情報を探す。 (科学読み物・図鑑等)	
6	学校図書館を授業で利用する 単元名と教科を記載する。	主な学習活動を記載する。 *教科等経営案とのリンク *ブックリストやパスファイン ダーの作成や活用	児童生徒の実態や発達段階 に応じて、ふさわしい内容を教 科等の単元に位置付けるよう	
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

計画は実行への指針である。評価の欄を
設け、単元・月・学期毎に振り返るなどして、
次年度に生かせる計画となるようにする。
(PDCAサイクル)

平成

年度

学校図書館教育年間計画〇年生

月	単元名(教科)	学習活動	学び方 (情報活用)	評価 ◎○△
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

(参考・引用文献)

- ・稲井 達也「授業で活用する学校図書館」2014年8月4日
- ・文部科学省「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）平成26年3月
- ・文部科学省「小学校（中学校）施設整備指針」平成28年3月
- ・文部科学省「小学校学習指導要領」平成29年7月
- ・文部科学省「中学校学習指導要領」平成29年7月
- ・文部科学省「小学校学習指導要領解説（国語編）」平成29年7月
- ・文部科学省「中学校学習指導要領解説（国語編）」平成29年7月
- ・文部科学省「学校図書館ガイドライン」平成28年11月
- ・文部科学省「みんなで使おう！学校図書館」
- ・文部科学省「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」平成30年4月
- ・全国学校図書館協議会「学校図書館4」2018年4月1日
- ・堀川 照代著『学校図書館ガイドライン』活用ハンドブック 解説編」2018年10月1日